

札幌市食育推進会議における会長の職務代理者の指名について

1 概要

「札幌市食育推進会議条例」（別紙 2）第 6 条第 3 項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。」と規定されていることから、会長があらかじめ職務代理者を指名していただきます。

2 職務代理者の選任方法

職務代理者については、会長の指名により定めるとされています。

今回は、書面による開催となりましたので、会長の決定後に指名していただきます。

3 職務代理者の決定

後日通知します。